

自治会 活動

写真コンテスト

主催●春日部市自治会連合会

各自治会における様々な活動の1コマを
写した写真のコンテストを開催します。

▶別添の募集要項をご参照の上、
応募ください。

みなさんの
自治会からの

お待ちしております！

応募を

- ▶自治会活動写真であれば
テーマは自由。
- ▶優秀な作品にはホーム
ページ・会報表紙への掲載
や賞品の贈呈があります。

▶応募された作品は、ホームページ
や広報等、多目的に使用されること
を了承のうえご応募ください。
(応募作品の著作権は撮影者に帰属します)



【令和4年度の実賞写真】

連合会ホームページでも応募全写真を公開していますのでご覧ください。



最優秀賞
【六軒地区自治会】
“みかんだいすき！”



優秀賞
【六軒地区自治会】
“おおきい！”



優秀賞
【大畑新田自治会】
“子供花火大会”



優秀賞
【本田上自治会】
“演奏に合わせて躍動する子どもたち”

令和5年度 春日部市自治会連合会 写真コンテスト募集要項

- 開催目的 : 写真を通じて自治会活動の魅力、素晴らしさ、楽しさを発信することで自治会のイメージ向上及び自治会加入促進を図ることを目的とする。
- 応募資格 : 春日部市自治会連合会所属の自治会
- 募集期間 : 令和5年8月1日(火)から令和6年1月5日(金)まで
- 応募要件 :
- ・市内における自治会活動に関する作品であること。
 - ・作品は応募者本人が撮影し、未発表のものであること。
 - ・応募にあたり自治会長の了承を得た作品であること。
 - ・令和5年1月1日以降に撮影した作品であること。
 - ・モノクロ、カラーいずれも自由とする。
 - ・合成などの加工処理をした作品は不可とする。
- 応募方法 : 応募作品に①作品タイトル、②自治会名、③撮影者氏名、④電話番号、⑤撮影場所、⑥作品のエピソードを添えてご応募ください。
(※①②③⑤⑥は公開する場合がありますので、ご了承ください。)

【デジタル作品の場合】

- ・データ容量：5MB以内（JPEG形式）
- ・下記応募先メールアドレスへメール

【プリント作品の場合】

- ・サイズ：自由
- ・下記応募先へ郵送または窓口持参

- 注意事項 : ・応募は1自治会あたり5作品までとします。
- ・応募作品の著作権は撮影者に帰属します。
 - ・応募いただいた作品は、自治会連合会ホームページや会報への掲載など多目的に使用されることを了承のうえ応募してください。
 - ・主催者は被写体の肖像権侵害等の責任は負いかねます。被写体に人物がある場合、肖像権等の問題が生じないように、必ず本人の承諾を得て応募してください。
 - ・CD-R、USBメモリ等の記憶媒体による応募は出来ません。
 - ・プリント作品はスキャナーで読み込むため、画質が低下する場合があります。
 - ・応募いただいた作品やデータは原則返却いたしません。
 - ・政治・宗教等に関するもの、営利を目的としたもの、公序良俗に反するもの、誹謗中傷を含むもの及び主催者が不相当と認めたものは応募対象外とします。
 - ・応募の際に取得した個人情報は、当事業の目的以外には使用しません。

■審査 : 春日部市自治会連合会理事による審査

■各賞 : 最優秀賞 1点 (市内共通商品券 1万円分)
優秀賞 3点 (市内共通商品券 5千円分)

※春日部市自治会連合会が発行している会報の表紙等へ掲載させていただく場合があります。

※発表は春日部市自治会連合会ホームページにて行います。

※受賞機会を広く与えるため、最優秀賞受賞自治会は受賞年度以降3年間は原則、最優秀賞の対象外とさせていただきます。

※優秀賞は1つの自治会から1作品までといたします。

■応募先 : 〒344-8577

(問合せ先) 春日部市中央六丁目2番地

春日部市自治会連合会事務局 (市民参加推進課内)

電話 : 048-736-1111 (内線2875、2876)

Eメール : sanka@city.kasukabe.lg.jp

春日部市自治会連合会 写真コンテスト Q&A

Q 1 : 個人では応募できないのですか。

A 1 : 春日部市自治会連合会所属の自治会員であれば、どなたでも応募できます。
ただし、応募の単位は「自治会」となり表彰の対象も「自治会」となります。
また、応募数は「1自治会あたり5作品まで」としておりますので、応募にあたっては自治会長の了承を得た上でご応募ください。

Q 2 : どのような作品が未発表にあたりますか。

A 2 : 本コンテストでは、他のコンテストなどで入選・入賞した作品を既発表作品とみなし、それ以外の作品は未発表作品とします。

Q 3 : デジタル作品で応募する際のデータ容量はなぜ5MB以内なのですか。

A 3 : 写真及びテキスト等の合計データ容量が5MBを超えますと、システムの都合上受信できないためです。

Q 4 : 応募したプリント作品の返却を希望しますがダメですか。

A 4 : 返却をご希望の場合は、お手数ですが事前にご連絡の上、自治会連合会事務局までお越しください。

Q 5 : 審査では写真の技術を審査するのですか。

A 5 : 本コンテストでは写真を通じて自治会活動の魅力、素晴らしさ、楽しさを発信することを目的としています。したがって、審査においては写真の技術よりも自治会活動の様子や魅力が伝わる作品であるかが評価される場合があります。